

## 大槌町赤ちゃん紙おむつ支給事業実施要領

(目的)

第1 妊婦等への訪問時に紙おむつを支給し、出産へ向けた準備の一助とし支援する。  
また、この機会をもって妊婦等の状況を把握し、ハイリスク者の早期発見及び早期支援を行うことにより、妊産婦の支援に資することを目的とする。

(実施主体)

第2 本事業の実施主体は、大槌町とする。

(事業内容)

第3 本事業の事業内容は、次のとおりとする。

(1) 対象者

この事業の支給対象者は、町内に住所を有する妊婦とする。ただし、入院、里帰り等により妊娠中の訪問が困難な場合は、産後4か月までの産婦も、本事業の対象者とする。

(2) 支給用品

赤ちゃん紙おむつ支給事業（以下「事業」という。）において支給する用品は、新生児または乳児用紙おむつ（以下「支給品」という。）とする。

(3) 支給回数

本事業による支給品の提供は、対象者が出産する予定の児は出産した児1人につき1回までとする。

(4) 支給方法

妊娠後期（妊娠28週）から出産前までに、子育て世代包括支援センターに属する保健師または助産師、看護師が訪問することにより支給。

受け取った対象者は受領書に記名、捺印をする。

(その他)

第4 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

赤ちゃん紙おむつ受領書

大槌町長 様

品名		数量
パンパース はじめての肌へのいちばん	<input type="checkbox"/> 新生児用 (5 kgまで)	袋
	<input type="checkbox"/> Sサイズ (4~8 kg)	袋

上記について受領致しました。

令和 年 月 日

住所 大槌町

---

氏名

印

---

備考

---

---

---

町処理
住所：大槌町 / 町外
週数：( ) 週
県補助金：適 / 不適

